

[事案 21-101] 配当金・生存給付金積立利息支払請求

・平成 22 年 5 月 12 日 裁定終了

< 事案の概要 >

こども保険の満期時受取額が払込保険料総額を下回ったため、満期時受取額と払込保険料との差額の支払いを求めたもの。

< 申立人の主張 >

平成 3 年にこども保険(保険期間 18 年)に加入し、今年(21 年)満期を迎えるが、加入時の設計書には満期時受取額が約 350 万円と記載されているのに、実際の受取額は 215 万円余であるとの通知が保険会社から届いた。18 年間の支払保険料総額は 250 万円であるので、貯蓄型保険なのに、支払った保険料より受取額が少ないのは納得出来ない。将来受け取る金額が保険料払込額の総額を下回る可能性について、契約時および保険期間中に一切説明がなかったことの非を認め、満期時受取額と払込保険料総額との差額を支払って欲しい。

< 保険会社の主張 >

下記のとおり、当社としては説明義務に違反していることにならないと判断しており、満期時受取額と払込保険料との差額の返金請求に応ずることはできない。

- (1) 本件契約は、払込保険料を保障する保険ではなく、契約者の死亡・(高度)障害による育英資金の支払・保険料免除や被保険者の死亡・高度障害に対する保障等の要素もある生命保険で、本件契約の保険料は、育英年金の支払に充当する部分と保障に充当する部分から構成されており、約款では満期時受取額について、既払込保険料相当額を最低保証するものとなっていない。
- (2) 本件契約の約款で、「育英資金は会社の定める利率による利息をつけて据え置く」とし、育英資金は変動する利率による利息を付する旨規定している。また、配当金については、定款にて剰余金が生じた場合に社員配当準備金を積み立てることとし、本件契約の約款で「社員配当準備金から...社員配当金を割り当てます」と規定し、変動することになっている。そこで、設計書、ご契約のしおり等で育英資金の据置利率や(積立)配当金は変動することを説明している。
- (3) これらの説明によって、育英資金の据置利率や配当金が相当期間にわたって低水準で推移した場合には、本件契約の保険料は、契約者や被保険者の保障に充当する部分もあることと相俟って、満期時受取額が払込保険料を下回る可能性があることは理解いただける内容となっていると判断している。

< 裁定の概要 >

裁定審査会では、申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理した結果、下記理由により、本件申立ては認められないことから、生命保険相談所規程第 44 条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして、裁定手続きを終了した。

- (1) 申立人の主張の法律上の根拠は不明だが、これを善解するに、本件保険契約が預貯金などと同様に満期時に支払われる金額が支払済保険料を下回ることはないという誤信して契約をしたことを理由に、民法 95 条による錯誤(注)であるから、契約は無効であるとするものであると思われる。

(注)民法 95 条の錯誤とは、契約の要素につき契約時の当事者の認識が事実とは異なっていることであり、要素とは、当該事実の誤信がなければ一般人においても当該契約をしなかったであろう事実

を意味する。

- (2) 申立人は、本件契約は貯蓄型の保険であるから、満期時受取金額が支払済保険料（申立人はこれを元本と表現している）を下回ることはないと認識して契約を締結したと主張するが、申立人提出の書面及び証拠に基づいても、契約当時、申立人がかかる認識を有していたと推認される証拠は無い。更に、満期時の支払金額が支払済保険料を下回るか否かが、前記契約の要素となりうるかという点についても疑問がある。
- (3) 本件契約は「こども保険」であり、その形態からも明らかとおり、支払われる保険料は保障に充てる資金、及び積立てに充てる資金の両者を包含していることは明らかで、保険である以上、保障に充てる部分は、当該契約者のみならず他の契約者の保障にも使われることは保険制度として当然で、この部分は本来消費されるものである。このように、生命保険においては、そもそも支払保険料の一部が消費されることが前提となる制度であり、元本という概念はなく、また元本の返還を保証するものではない。
- (4) こども保険の一般の契約者は、他の保険と異なり、教育資金の積立てを重視することは理解できるが、それとともに子供の成長過程における子供自身あるいは保護者の疾病や傷害による資金不足を補うことをも期待しており、申立人の言う、元本が保証されなければ契約をしないというものではない。従って、支払済保険料全額が満期時に支払われるか否かは契約の要素とは言えない。よって、申立人に契約時に仮に前記誤信が存在したとしても、当該契約を無効とするものではない。
- (5) 以上のことから、設計書記載の金額の支払いが保証されるものではないことの説明（文書で足りる）が、元本という概念を想定して元本割れをする可能性のある事実を説明する義務があるとは言えない。また、申立人は、貯蓄型の保険であることをもって、元本保証されるのが当然で、そうでなければ説明すべき義務があると言うが、保険が貯金と異なることは当然であり、貯蓄という言葉（積み立てるという意味）から直ちに郵便貯金等と同様に元本が保証されると解することが、一般人において当然の認識であるとは言えない。